

松阪市人権施策基本方針(第三次改定)パブリックコメント結果および対応について

(1)意見募集期間

令和6年2月9日(金)～令和6年3月8日(金)

| No | 該当箇所 | ご意見の概要 | ご意見に対する考え方 |
|----|---------------------------|---|--|
| 1 | 全般 | 「人権のまちづくり条例」の周知徹底をはかる。 「人権行政の推進体制」にも併記 | 条例の周知は、人権意識の高揚と人権教育・啓発活動を積極的に推進する必要があるものと考えております。 |
| 2 | 全般 | 「人権問題に関する市民意識調査」を実施する。 | 人権問題についての市民意識調査につきましては2022(令和4)年10月に実施しました。この結果を基に基本方針にも反映していきたいと考えております。 |
| 3 | 人権意識の高揚を図るための施策 子どもの人権 | 「松阪市人権教育基本方針(2009年4月)」の学校及び関係機関に周知するとともに小中学校9年間の人権問題学習計画のモデルを作成する。 | 基本方針の周知は、子どもたちの人権意識の高揚と、人権教育・啓発活動を積極的に推進するためにも必要であると考えております。9年間の人権教育カリキュラムにつきましては、市でモデルを提示し、各中学校区で作成を行っているところです。 |
| 4 | 人権擁護・救済のための施策 | 身元調査による人権侵害に対応するため「本人通知制度」を早急に導入する。 | 基本方針にも記載させていただいておりますが、本人通知制度の導入は国・県・他市の動向をみながら検討していきます。 |
| 5 | 部落差別(同和問題) | 「部落差別解消推進法」の周知をはかる。また、第6条「部落差別の実態に係る調査」、第5条「部落差別解消に必要な教育及び啓発」に積極的に取り組む。 | 各法律の周知は、人権意識の高揚と人権教育・啓発活動を積極的に推進する必要があるものと考えております。 部落差別解消推進法第6条「部落差別の実態に係る調査」につきましては国の施策となりますので、法律に基づき市としての対応を進めたいと考えております。 |

| No | 該当箇所 | ご意見の概要 | ご意見に対する考え方 |
|----|----------------------|--|---|
| 6 | 部落差別 (同和問題) | 厚生労働省により「周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンター」と規定されている隣保館が「地域共生社会」実現の拠点施設であることを明確に位置づけ、これまで取り組まれてきた「地域福祉の推進や様々な人権課題解決のための各種事業」の検証と抜本的強化をおこなう。 | 基本方針にも記載させていただいておりますが、隣保館においては、福祉の向上や住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティセンターとしての役割や、地域における人権啓発の拠点施設としての役割を果たしていきます。 |
| 7 | 子どもの人権 障がいのある人の人権 | すべての子どもに学習権を保障するために「松阪市インクルーシブ教育推進基本方針」を策定する。 | インクルーシブ教育を推進していくことは大切だと考えており、意見の趣旨を踏まえ、今後の参考とさせていただきます。 |
| 8 | 子どもの人権 | さまざまな背景をもつ子どものために、教職員の拡充とスクールカウンセラー等の専門職員の配置を行う。 | 今後も県教育委員会に対して教職員の拡充とスクールカウンセラーの配置拡大について働きかけを行うとともに、相談員等の適切な配置に努めます。 |
| 9 | 子どもの人権 障がいのある人の人権 | 障がいのある背景をもつ子どものために、教職員の拡充とスクールカウンセラー等の専門職員の配置を行う。 | 今後も県教育委員会に対して教職員の拡充とスクールカウンセラーの配置拡大について働きかけを行うとともに、アシスタント等の適切な配置に努めます。 |
| 10 | 子どもの人権 障がいのある人の人権 | 障がいのある子どもの就学先の決定にあたって、学校及び関係機関に対して、2013年9月の学校教育法施行令の一部改正に明記された原則の周知をはかるとともに、その具現化に取り組む。 | 今後もさらなる周知に努めながら、本人・保護者に対し十分な情報提供を行い、その意見を最大限尊重し、教育的ニーズや必要な支援について意見を交わすことができる場を設定するなど、合意形成が図れるよう努めます。 |

| No | 該当箇所 | ご意見の概要 | ご意見に対する考え方 |
|----|------------|---|--|
| 11 | 子どもの人権 | 子どもの食の権利を保障するために、公立の小中学校の給食費無償化を行う。 | 意見の趣旨を踏まえ、今後の参考とさせていただきます。 |
| 12 | 子どもの人権 | 子どもの貧困対策や地域交流の拠点として重要な役割を果たすことも食堂の開設・運営に対しての経費の支援を行う。また、子ども食堂を開設している団体を支援するためのネットワークづくりに取り組む。 | 意見の趣旨を踏まえ、今後の参考とさせていただきます。 |
| 13 | 障がいのある人の人権 | 障害者差別解消法の周知をはかる。 | 各法律の周知は、人権意識の高揚と人権教育・啓発活動を積極的に推進する必要があるものと考えております。 |
| 14 | 障がいのある人の人権 | 障害者差別解消法の事業者による障がいのある人への合理的配慮が義務化されることをふまえ、この改正法の施行について事業者はもちろん、広く市民や学校等に周知する。 | 各府省庁において、所管する事業分野ごとに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を定め周知されているところですが、広報等による市民への周知や、商工会議所などの事業者団体への依頼等、周知を図ります。 |
| 15 | 外国人住民の人権 | 真の多民族共生社会実現のために「外国人の人権に関する基本方針」を策定する。 | 意見の趣旨を踏まえ、今後の参考とさせていただきます。 |
| 16 | 外国人住民の人権 | 「松阪市外国人児童生徒の人権に関わる教育指針(2013年4月改定)」の学校及び関係機関への周知をはかるとともに、その具現化に取り組む。 | 本教育指針の周知は、子どもたちの人権意識の高揚と、人権教育・啓発活動を積極的に推進するためにも必要であると考えております。今後もさらなる周知に努めながら、外国人児童生徒教育の充実に努めます。 |

| No | 該当箇所 | ご意見の概要 | ご意見に対する考え方 |
|----|--------------------------------|--|---|
| 17 | 外国人住民 の人権 | 寿教育集会所で開設されている日本語教室に対して積極的な支援を行われたい。また、日本語学習に必要なパソコンや視聴覚教材等を寿教会集会所に整備する。 | 意見の趣旨を踏まえ、今後の参考とさせていただきます。 |
| 18 | 外国人住民 の人権 労働者の人 権 | 外国人の就労、医療、教育等の相談に十分に対応できるよう人権・多様性社会課の充実をはかるとともに、隣保館等において外国人住民の生活相談を開設する。 | 人権・多様性社会課では通訳を配置し、生活サポート担当等へ繋ぐことで相談体制について対応しております。 いただいた意見につきましては、意見の趣旨を踏まえ、今後の参考とさせていただきます。 |
| 19 | インターネ ット・SNS による人権 侵害 | インターネット上の人権侵害の実態把握や差別投稿の削除要請に取り組むために、関係機関、関係団体とも連携して、組織的なモニタリング事業を実施する。 | 基本方針にも記載させていただいておりますが、インターネットやSNS等で掲載された差別的な表現に対して、国や県などの関係機関と連携・協働し、削除要請に努めてまいります。 |